

【事案VI－2】示談交渉の再開請求

- ・2025年6月27日 裁定審議適格性なし

＜事案の概要＞

申立人が無過失を主張する交通事故の示談交渉について、被申立人が相手方損害保険会社との交渉も含め、申立人の主張に沿わない対応をしているとして、これを不服としたもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

- (1) 被申立人は、申立者対応にかかる弁護士委任を即時やめるとともに、申立人の主張に沿った示談交渉を遂行せよ。
- (2) 「示談交渉打ち切りの根拠」とする約款・事業規約該当条文に関して、実証できる文献等を提示せよ。

2. 申立ての理由

- (1) 自動車共済契約約款・事業規約には「被申立人は示談交渉や事故解決までの協力・援助を行うこともある。」とある。申立者対応にかかる弁護士委任や示談交渉の打ち切りは、約款・事業規約に著しく違反する行為である。
- (2) 被申立人の代理人弁護士から自動車共済の次契約非継続の通知文書が来たが、約款・事業規約の条文「共済契約の無効、取消、解除」には非継続の記載はない。通知文書には「保障期間をもって非継続とする。」とあるが、実質この時点で共済契約を放棄している。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人は、約款・事業規約を遵守した示談交渉を行った。
- (2) 被申立人は、示談交渉打ち切りの根拠となる文献等を提示する義務はない。
- (3) 本件契約は、「事故により、被共済者が法律上の損害賠償義務を負担することによって被る損害」に対して共済金を支払う契約である。申立人は、本件交通事故において終始無過失を主張しているから、「被共済者が法律上の損害賠償義務を負担する」場合にあたらない。示談交渉についても約款・事業規約のしおり部分の注意欄に「ご契約者（被共済者）に損害賠償義務がない場合には組合は示談交渉を行うことはできません。」と明確に記載している。

＜裁定の概要＞

本案件は、①自動車共済の賠償案件に該当すること、②本件に対する共済金請求権を停止させて共済金支払が発生していないこと等から、裁定手続規則に照らし適格性なしと判断した。